

報告書
P 7

II-5 本県における県外からの入学志願者の受入れのあり方についての提言

(1) 県外からの入学志願者の受入れの必要性について

地域と県立高等学校が連携し、交流人口の拡大を通して地元への愛着や誇りを持ち、地域の将来を担う人材の育成に積極的に取り組むため、

入学できる生徒数やその割合に一定の制限を設ける等、県内の生徒の学ぶ機会の確保に配慮することを前提とした上で、「県外からの入学志願者の受入れ(全国募集)を認める」ことが適当である。

(2) 受入れの制限について

全国募集を導入している他県でも見られるように、県内の生徒の学ぶ機会を確保するため、「入学できる生徒数は募集定員の一定割合(または一定数)とする」ことが望ましい。

また、定員充足状況を考慮することも必要である。

(3) 受入れ環境(生徒の生活面のサポート)について

受入れ環境としては、県内外の先行事例、特に一定の受入れ実績を上げている県の事例を参考にすると、生徒が安心して高校生活を送ることができるよう、住居や身元引受人等の生活面の環境を整えておくことが必要である。

例えば、生徒の住居(寮、下宿等)や身元引受人等について、学校と地元自治体等が連携し、受入れ可能な体制を整えること等が考えられる。

(4) 学校と地域等との連携・協働による教育活動を通じた魅力ある学校・地域づくりについて

県外からの入学志願者の受入れを、地域の将来を担う人材の育成につなげ、ひいては将来にわたって地域の活性化につなげるためには、学校と地域が連携・協働し、地域への愛着と誇りを育む教育活動を進める必要がある

具体的には、学校と地元自治体等が連携し、地域資源や人材を活用した取組を進めること等が考えられる。

そのため、県立高等学校と地元自治体は、他県の事例も参考にしつつ、魅力ある学校づくりを推進するための協働体制の構築に努めることが望ましい。

また、地域の産業界との連携も、より効果的な取組とする上で重要である。

■ アンケート調査結果(対象:中・高の学校長及びPTA会長)

- 県外からの志願を認めることについて「環境を整えば認めたい」⇒78.1%(高等学校長)
- 県外からの志願を認める条件(高等学校長)「学校と連携し、ふるさと振興に取り組む地域」(50.0%)が最も多く、次いで「学科の募集定員の一定割合」(45.3%)、「定員確保が困難と見込まれる学校・学科」(45.3%)

■ 市町村教育委員会(33市町村)との意見交換

- 県外からの入学志願者の受入れについて「認める」⇒20市町村、「認めない」⇒なし、「意見なし」等⇒13市町村
- 県外からの受入れ条件「部活動」(8市町村)が最も多く、次いで「地域のバックアップ」(5市町村)、「定員割れしている学校」(4市町村)

■ 委員の主な意見(県外受入れの必要性関係)

- 県外から受け入れること及び受入れの際は一定の条件を設定することについて、委員全員が異議はないと思われる。(伊藤委員)
- 門戸を開くことはよい。ただし、県内生徒の学ぶ機会を保障しなければならない。(土川委員)

■ 委員の主な意見(受入れ条件関係)

- 県外から受け入れる条件については、「入学できる生徒を一定数とする」だけで十分である。学校・学科の指定は条件設定や線引きが非常に難しい。(渡辺委員)
- 全ての学校で一定の割合で募集することがよいと考える。(阿部委員)
- 条件については、募集定員の5%といった割合の条件は必要であるが、受け入れる学校・学科の指定はせず、多様なニーズに応えるべきである。その上で、受入れ体制が整った学校が手を挙げればよい。協力できる自治体もあると思われる。(伊藤委員)
- 全ての学校で認めた場合、県内志願者の進路実現を狭める懸念もある。小規模校でかつ定員が定員割れが生じている学校であって、特色ある学校・学科である場合に限り、県外からの志願者の受入れを可能とすることも考えられる。(田代委員長)

■ 委員の主な意見(受入れ環境関係)

- 条件として「入学する生徒の保護者に代わる身元引受人がいることとする」ことについては必要と考える。親元を離れて暮らす生徒の成長につながると思われる。(佐々木委員)
- 県外から入学する生徒の保護者が学校に来ることや、教員が家庭訪問することが難しい場合も考えられるので、身元引受人の必要性については慎重に考えるべきである。(土川委員)
- 身元引受人はいる方が安心である。地元自治体や学校等による斡旋が可能であれば、志願しやすくなるのではないかと思われる。なお、身元引受人は寮母でもよいと考える。(五十嵐委員)
- 住居については、合格後に決定すべきものではあるが、学校と地域が連携して、事前に手配できる体制を構築しておくこととよい。住居に関する条件を設定する必要はない。(阿部委員)
- 住居については、地元自治体の協力のもとに提供されることが望ましい。(土川委員)
- 身元引受人等の条件については、保護者、学校、生活する場等、それぞれ個別に事情が異なるため、画一的に条件設定することは難しい。学校と保護者が事前に対応方法等を確認しておけば、身元引受人という形をとらなくてもよいのではないかと思われる。(高橋委員)
- 身元引受人や住居については、事前に条件として提示するのではなく、相談窓口を設置する等、合格後に臨機応変に対応できる体制を整えることも考えられる(田代委員長)

■ 委員の主な意見(学校と地域の連携関係)

- 地域で活躍する人材の育成に向けた「学校と地域との連携」は地域の活性化に大きな役割を果たしている。(久慈委員)
- 産業界や自治体の協力のもとに、学校、学科の特色を出し、幅広く県外からの受入れを進めるとより効果的である。(久慈委員・田代委員長)

■ 検討会議のまとめ(田代委員長)

- ◎ 本検討会議のまとめとして、「県内の志願者の学ぶ機会の確保に配慮しつつも、県外から志願者を受け入れる」ことを基本とし、「一定の条件のもとに県外からの入学志願者の受入れを認める」、「一定数は設ける」、「一定数の具体的な数値として募集定員の5%とする意見が多かったが、それ以外のケースもあり得る」ということ結論としたい。受け入れる学校・学科を指定するかどうかについては、定員充足状況や地域・産業界との連携状況との兼ね合いもあることから、県教委において多面的な検討がなされることに期待したい。
- ◎ 身元引受人と住居等の環境については、ある程度の条件は必要であるとし、生徒が安心して高校生活を送ることができるよう、学校、地元自治体、諸団体、産業界等により整えていることが求められるとしたい。

報告書 P10

Ⅲ-5 本県における通学区域のあり方検討の視点

(1) 制度の変更に伴う各高等学校への入学志願の傾向の変化

様々な事情により、地元の高等学校への進学が唯一の選択肢となる生徒に対する配慮は必要であり、制度の変更により、特定の高等学校への入学志願が集中し、地域の高等学校の存続が難しくなる事態が生じることとならないよう慎重に検討する必要がある。

(2) 学校間格差(学校の序列化)を助長する制度としないこと

各高等学校はそれぞれ学校の魅力づくりに取り組んでいるところであり、制度の見直しは、こうした取組に悪影響を及ぼすこと(学校間格差の助長により、学校の魅力づくりに向けた取組の価値を失わせること)のないよう慎重に検討する必要がある。

(3) 中学生の多様な進路目標の実現に向けた配慮をする必要があること

中学生の進路目標の実現に向け、学区外許容率の制度も活用しつつ、地域の高等学校においても、生徒の進路希望にきめ細かく対応できるよう教育課程等を工夫することにより、生徒の進路目標の実現に向けた対応は十分可能であることも考慮する必要がある。

(4) 地理的条件を考慮する必要があること

全国で通学区域を撤廃している都道府県は過半数の25都道府県であるが、本県は広い県土を有していることや公共交通機関に限られており、通学が困難な地域もあること等、他県とは状況が大きく異なることから、制度を見直す場合には、このような地理的条件も考慮する必要がある。

Ⅲ-6 本県における通学区域のあり方についての提言

○ 通学区域については、ふるさと振興の取組による一層の地域活性化と、本県の県立高等学校のさらなる魅力づくりを見守る必要があると考え、当面は維持することが望ましい。

各県立高等学校においては、中学生がそれぞれの区域の県立高等学校を進学先として積極的に選択でき、進路希望にきめ細かく対応した指導が受けられるよう、教育課程等を工夫する等、生徒の多様なニーズに対応した魅力ある学校づくりをより一層推進することに期待する。

なお、今後においても本県の実態に即した制度として運用していくため、社会情勢の変化の状況によっては、通学区域のあり方全体について再考する余地はあると思われる。

■ アンケート調査結果(対象:中・高の学校長及びPTA会長)

○ 通学区域について、どのように考えるか
「地域の状況によって、学区や学区外の取扱いを見直した方がよい」とする回答が多く、全体の5割程度。「現在の学区を維持した方がよい」とする回答及び「全県一区とした方がよい」とする回答は全体の1~3割程度。

■ 市町村教育委員会(33市町村)との意見交換

○ 通学区域について、どのように考えるか。
「現在の学区を維持した方がよい」とする意見が最も多い⇒9市町村、「全県一区とした方がよい」⇒5市町村、「意見なし」等⇒19市町村

■ 委員の主な意見(特定の高等学校への入学志願の集中等)

○ 全県一区にした場合、現在も盛岡地区の高校に志願者が集中している状況にある中、更に集中の度合いが進むのではないかと。盛岡地区の高校への一極集中の傾向がこのまま進行した場合、再編により地域に高校がなくなってしまう恐れがあり、地域の高校への進学を希望する子ども達に高校教育を受けさせることが出来なくなる。教育に関わる経済格差は広がっており、どの地域でも地元の高校でなければ通学できない子ども達が少なからずいる中で、そうした子ども達の教育の機会は守らなければならない。(金田一委員)

○ 個人的には自由な学校選択の機会を保障するため全県一区にすべきとの考えを持っているが、県高等学校PTA連合会理事会では、全県一区による盛岡地区の高校への志願者が集中する事態を避けるため、現在の学区を維持するべきとの意見が強い。地域から子ども達が流出することを避けたいとする意見は尊重しなければならない。(渡辺委員)

○ 今でも定員割れとなっている高校が多くあるが、全県一区とすると更に地域から子ども達が流出し、高校の統廃合によって地域に高校がなくなるという可能性もある。高校から親元を離れて生活するケースが増大した場合、人間形成的な機能を担保できるのか心配がある。(田代委員長)

○ 全県一区にした場合、盛岡地区の高校に志願が集中することは当然予想されることである。むしろ、現行の通学区域があるからこそ、色々な意味でうまくバランスが保たれていると思われる。ここ数年の入学者選抜において、学区外の受検者が学区外許容率の10%を超えた学校はほとんどないことも勘案すると、全県一区にする必要性は全くないと考える。(阿部委員)

■ 委員の主な意見(学校間格差等)

○ 県PTA連合会の役員による情報交換会において、高校の学力格差について多くの保護者が強い懸念を抱いていることが話題になった。本来であれば、保護者は子どもを地域の学校へ通学させたい(子ども達自身も地域の学校へ通学したいと考えている)が、望むような学力が身につくのか分からないため、盛岡地区等の高校への志願を認めている状況にある。(五十嵐委員)

○ 中学校では毎年、進路に関する調査を行っているが、地元で学ばせたいという意見と、地元には希望する学科がないという意見がある。いずれにしても子ども達にとって魅力ある学校づくりを進めていかなければならない。中学校教育を含めて、これからの社会に必要な資質・能力を育むという視点で、ニーズに応じていく学校づくりこそが学校の魅力につながり、どの地域にも魅力のある学校があることが望ましい。(高橋委員)

○ 全県一区にすることは、小中学校の学びや地域へも大きな影響がある。高校のランク付けにも拍車がかかると考える。地域の学校において、多様な子ども達がいる中で学びあう教育を大事にすることが、将来的に地元へ貢献できる人材を育てることにつながると考える。自由な学校選択の機会を拡大することも大事ではあるが、それぞれの地域で子ども達を育てることをまずは優先的に考えるべきではないかと考える。(佐々木委員)

■ 委員の主な意見(その他の意見)

○ 自由な学校選択の機会を保障するため、全県一区にすべきとの考えをもっている。学区制の有無にかかわらず、目的意識の高い子どもは地域外の高校への進学に挑戦すると思われる。(伊藤委員)

○ 基本的には子ども達の希望に沿えるよう選択幅を広げる(全県一区とする)という考え方は理にかなっていると思っている。全県一区の導入を検討する場合には、学校連携・サテライト授業等の新システムの構築等の検討が不可欠である。なお、全県一区の導入の検討に当たっては、経過措置的に学区外許容率の割合を引き上げて、進学状況等の推移を検証すること等も有効と考える。(高橋委員)

○ 通学区域の見直し、特に全県一区とすることがどうかについては、私立高校との兼ね合いも考慮する必要がある。(久慈委員)

○ 通学区域のあり方については、私立高校との兼ね合いや公立高校としての公教育の使命、本県ならではの県土の広さといったことも含め検討する必要がある。(田代委員長)

■ 検討会議のまとめ(田代委員長)

◎ 本検討会議のまとめとして、「通学区域は維持すること。ただし、今後は必要に応じて見直しを図る必要があること。場合によっては、全県一区を検討することもあり得るという意見もあった。」ということとしたい。